

市内障害福祉サービス事業所  
管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

## 指定障害福祉サービスの事業廃止（休止）に係る留意事項等について（通知）

日頃より本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を頂いておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、指定障害福祉サービスの事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際の留意事項及び法令遵守の徹底について改めて別添により通知がありました。

つきましては、下記のとおり事業廃止（休止）に当たっては、厚生労働省の通知で示す内容に沿った対応をしていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 厚生労働省通知の概要

##### (1) 事業者責務の徹底について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条第 3 項には、「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」ことが規定されている。

また、法第 43 条第 4 項には、「指定障害福祉サービス事業者は、第 46 条第 2 項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者とその他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されており、これらの法令を遵守すること。

##### (2) 廃止届を提出する際の留意点について

指定障害福祉サービス事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに事業の所在地を管轄する都道府県、指定都市又は中核市に届け出なければならないこととなっているが、その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス事業者として利用者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料を併せて提出すること。

#### (問い合わせ先)

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課  
事業者指定担当係 ([jigyousyasitei@city.sapporo.jp](mailto:jigyousyasitei@city.sapporo.jp))